# 平成16年度 第1回 技術委員会 一般ガス部会 議事緑

. 日 時:平成17年1月11日(火)14:00~16:00

. 場 所:高圧ガス保安協会 第6会議室

. 出席者(敬称略、順不同)

部会長:平野(千葉科学大学)

委 員:安藤(岩谷産業) 飯田(ミツウロコ) 石田(大陽日酸) 遠藤(代理 内 倉(日本 LP ガス連合会)) 加藤(化学・バイオつくば財団) 酒井(代理 酒井(東京酸素)) 西本(昭和炭酸) 満田(日本ガス開発)

陪 席:澤(広島大学、バルク関係基準専門委員会主査) 佐藤(エネルギー総合工 学研究所)

事務局:大角、岩崎、神門、松木、大内、井口、久本、北出、及川、木村、高橋、吉村

- .配付資料:資料1 LP ガスバルク貯槽移送基準の制定について
  - 資料 2 LP ガスバルク貯槽移送基準(案)
  - 資料3 一般ガス部会における書面投票の方法等について(案)
  - 資料4 水素燃料電池自動車用ガス供給スタンド定期自主検査指針・保安 検査基準策定について
  - 資料 5 水素燃料電池自動車用ガス供給スタンドに係る保安検査基準等 検討専門委員会設置について
  - 資料 6 一般則天然ガススタンド及び水素ガススタンドの技術基準比較表
  - 資料7 一般則天然ガススタンド/水素ガススタンド保安検査項目と技 術基準の対応表
  - 資料8 断熱に関する基準の見直し検討方針
  - 資料9 「断熱に関する基準」見直し検討経過・予定
  - 資料10 断熱に関する基準改定案(新旧対照)及び改訂理由一覧
  - 資料11 断熱に関する基準(案)
  - 参考1 LP ガス回収方法
  - 参考2 安全弁元弁交換に伴うバルク貯槽移送実績等について
  - 参考3 大型容器移動実績及び事故事例
  - 参考4 高圧ガス保安法液化石油ガス保安規則(第48条、49条)
  - 参考5 圧縮天然ガススタンドのモデル例
  - 参考6 水素ガススタンドのモデル例

### . 議事概要

### 1.会長挨拶

KHK 大角会長から以下のような挨拶があった。

本日は3つの議題がある。

一つ目は LP ガスバルク貯槽移送基準である。既に、LP ガスバルク貯槽の運用は、開始されているが、昨年、安全弁元弁とノズルの接続部不良のため、バルク貯槽内の LP ガスを回収し、バルク貯槽を修理する必要性が生じた型式のものがあった。このような状況下、バルク貯槽の設置先で、直接、L P ガスを回収することが困難な場合があり、当時 KHK では、バルク貯槽を移送するためのたたき台を作成し、周知を図った。この結果、バルク貯槽は、安全な場所へ移送され L P ガスの回収及びバルクの修理が実施された。今回その経験を生かし、かつ、今後同じような事例が発生した場合のことも踏まえ、一般ガス部会及び液化石油ガス部会の下に設置したバルク関係基準専門委員会にて作成した LP ガスバルク貯槽移送基準について、本日書面投票をお願いしたい。書面投票が可決されれば、先に実施した液化石油ガス部会での書面投票結果と併せ、パブリックコメントへ移行できる予定である。

二つ目は、水素ガススタンドに係る定期自主検査指針(案)及び保安検査基準(案)について、現在専門委員会を設けて審議をしている。部会長の了承のもと既に審議を始めておりますが、本日はその途中経過についてご報告をしたい。

三つ目は、断熱に関する基準についてのご報告である。こちらの基準は、KHK では参考書的なものとして考えており、書面投票については実施しないが、広く意見を聞くという目的でパブリックコメントを実施したいと考えている。本日はその基準(案)がパブリックコメントをかけられるものに纏まったため、ご報告したい。

以上、三点につきまして、ご審議をお願いしたい。

## 2. LP ガスバルク貯槽移送基準(案)について

事務局より、資料1及び資料2並びに参考1から参考4に基づき、LPガスバルク貯槽移送基準(案)について、その検討経緯、基準(案)の内容及び液化石油ガス部会での書面投票結果について説明を行った。また、その後、専門委員会澤主査より十分な議論が行われた上での制定案である旨補足説明があった。その後、以下のような質疑意見等があった。

・LP ガスバルク貯槽移送基準(案)を一般ガス部会で書面投票にかけた理由は何か。 LP ガスバルク貯槽そのものの規制については液化石油ガス法で規定されているが、 高圧ガスの移動という観点からすると高圧ガス保安法の適用を受ける。そのため、 高圧ガス保安法について議論をしている一般ガス部会にも書面投票をお願いする ことにした。

### 3.書面投票について

事務局より、資料3に基づき、LP ガスバルク貯槽移送基準(案)に係る書面投票の方

法について説明を行い、平成 17 年 1 月 25 日までに書面投票をして頂くようお願いした。なお、協会から今後のスケジュールとして、当部会で議決された後、パブリックコメント(約1ヶ月)を実施する旨説明を行った。また、パブリックコメント実施後、提出された意見については、その取扱いについて協会で整理した後、一般ガス部会長及び液化石油ガス部会長にご相談の上、対処する旨了承を得た。

- 4. 水素ガススタンド定期自主検査指針・保安検査基準の検討状況について 事務局より、資料4から資料7並びに参考5及び参考6に基づき、水素ガススタンド 定期自主検査指針・保安検査基準の検討状況について説明を行った。その後、以下の ような質疑意見等があった。
  - ・今回提案の水素ガススタンドの定期自主検査指針(案)及び保安検査基準(案)は、天然ガススタンドの指針及び基準を基に作成されている。天然ガスは天然にあるものであり、実証試験も実施され、ある程度確証が得られているものと考える。一方、水素はロケットの燃料など非常に推進力が必要なものなど特殊なケースで使われ、コストも非常にかかるものである。今回審議している水素スタンドは、政府の推進計画によって審議を進めているのであり、その計画に則った上での審議であることを議事録として残して頂きたい。保安面から見ると、急いでいる感がある。KHKで今回議論しているのは、あくまでも保安検査方法であり、別の場で議論されてできあがった技術基準を基に作成するものである。そもそもの安全面は技術基準の方でカバーされなければならない問題であり、KHKとしては別の場でオーソライズされた技術基準に対応する検査方法を提案していくことになる。なお、水素ガススタンドの定期自主検査指針・保安検査基準が纏まった際には何らかの形でご指摘の点については記述することとしたい。
  - ・液化天然ガススタンドの技術基準はあるのか。 一般則で言うと第7条の2が液化天然ガススタンドの技術基準である。
- 5. 断熱に関する基準の見直し検討状況について

事務局より、資料8から11に基づき、断熱に関する基準の見直し検討状況について説明を行った。その中で、1月中旬からパブリックコメントを実施する予定であること、3月上旬から中旬にかけて、一般ガス部会、化学・石油部会においてパブリックコメントに対応した最終案を審議する予定であることを説明した。また、各委員に基準案についてご意見があれば、別途事務局宛にご提出頂くことをお願いした。

以上